

第4回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和2年10月5日(月)午後1時30分から
- 2 現地調査 総会開会前 農業振興地域整備計画変更申請現地調査
- 3 総会の場所 南箕輪村民センター大会議室
- 4 議 事
議案第1号 農業振興地域整備計画の変更申請について
議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第4号 農地審議 農地経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 5 協議事項
①南箕輪村字八幡4816番2の農地に関する
地目変更の取扱いについて
②農地利用意向調査について
③農地借受け希望について
④農地貸し付け、売り渡し希望について
- 6 その他
①当面の日程について
②その他

7 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

8 欠席委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

有賀晴彦	伊藤良夫
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

11 出席事務局職員

事務局長	出羽澤平治	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子	農政係長	浦嶋一馬

唐澤会長代理	<p>開会 現地確認、大変お疲れ様でした。 農業委員さんも農地利用最適化推進委員さんもそれぞれ全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、ただ今から第4回農業委員会総会を開会致します。よろしくお願い致します。</p>
高木会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。
議長	<p>議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、有賀晴彦委員と伊藤良夫委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告。 3件6筆</p>
議長 菅家美果委員	<p>番号2-18から番号2-20につきまして質問等、何かございますか。 番号2-18の届出日は平成元年となっておりますが、これで良いのでしょうか。</p>
事務局	はい、権利を取得した日が平成元年11月4日になっていて、届出が令和2年9月1日付で出てきております。
議長 委員一同	他に何かございますか。ございませんか。 (特になし)
議長 委員一同	特にない様ですが、よろしいでしょうか。 (はい)
議長	そういう届出ですので、3件全て受理を致します。
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。 8件15筆</p>
議長 委員一同	<p>番号2-15から番号2-22につきまして質問等、何かございますか。 (特になし)</p>
議長 委員一同	特にない様ですが、よろしいでしょうか。 (はい)
議長	これは合意解約でございますので、双方で合意をしたという内容でございます。そういう事で②についても受理と致します。報告事項は以上で終わります。それでは議事の方へ進みます。

<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>2 議事 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。 朗読 上程 地区担当委員の方から補足説明をお願いします。 編入1につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>別段補足説明はございませんけれども、今事務局から説明を頂いた様に地図で見てもらいますと4ページになりますけれども、この赤く囲ってある申請地の編入という事でございまして、ここだけ白地であっても今後転用をしていくのに難しいであろうという中で、申請地の上の青く囲ってある農地も■■■さんの土地でありまして、申請地も同じ青地にしたいという希望があったところです。それから■■■さんは■■■が■■■おられますけれども、皆別々に生活をされておりますので、なかなか今後農業を続けていくのは大変だという事でありまして将来的には売却をしていきたいという希望がございまして同じ条件の基で売却をして参りたいという希望もある様です。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>編入1につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。 (特になし) 特にありませんか。ここは是非編入をすべきであるという意見でも結構でございしますが。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) はい、この案件につきまして特に意見がない様でございしますので、可否の採決を取りたいと思います。編入1につきまして農業委員会としては可とされる方は挙手をお願い致します。</p>
<p>農業委員 議 長</p>	<p>(挙手 10名全員)) 全員の方の挙手を頂きました。この案件につきまして農業委員会では可として「編入は可とする」と農振協議会にて意見を延べさせて頂きます。</p>
<p>議 長 唐澤茂委員 議 長</p>	<p>除外1につきまして、唐澤茂委員の説明を求めます。 補足する事は特にありません。 はい、特にないという事の様でございまして。現地確認をした中で皆様ご質問、ご意見等ございましたらお願い致します。</p>
<p>有賀晴彦委員 事 務 局</p>	<p>はい、これは先ほど言ったどの条件に相当するのですか。どれかに相当するのですか。法律的に。 はい、こちらはですね、住宅に付随をする駐車場という事で、住宅と同じ扱いという事になります。それで先ほどの除外の5要件でいきますと土地改良区の8年の5番目の要件がクリアできませんので、27号計画に住宅として位置付けて除外をしていくという事になります。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。 (特になし)</p>

議 長	今の説明の様に 27 号計画の方にあてはまるという事でございます。住宅に付随をした駐車場という解釈で良いのかなあとと思います。除外 1 につきまして可とされる委員さん、農業委員さんになりますが挙手をお願い致します。
農業委員 議 長	(挙手 10 名全員) 全員の方の挙手を頂きました。この案件につきまして農業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述べさせていただきます。
議 長 唐澤喜廣委員	除外 2 につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。 補足説明は特段ございません。申請者の■■■■さんの■■■■の■■■■さんが住宅を新築したいと、親父さんのすぐ近くに建てたいという事でここを選定したという事であります。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	先ほど現地確認を致しましたとおりに周りは全て住宅で、ここの農地だけがぽつんと残っている様な土地であります。西天竜土地改良区より除外をされているという事になりますので 27 号計画は別に関係ございません。
議 長 委員一同	除外 2 につきましてご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし)
議 長	特にありませんか。土地の選定理由としては妥当かなあという判断を致します。従いまして除外 2 につきまして可とされる農業委員さんは挙手をよろしく願ひ致します。
農業委員 議 長	(挙手 10 名全員) 全員の委員の皆様の賛同を頂きました。除外 2 についても農業委員会では可として「除外はやむを得ない」と農振協議会にて意見を述べさせていただきます。 以上で議案第 1 号は終わります。
議 長	ここで事務局長が次に用事がございますので、退席を致しますのでよろしくお願い致します。 (事務局長 退室)
議 長	議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係 (農業委員会許可処理案件) についてを議題とします。
事 務 局	朗読 上程 番号 1、番号 2、番号 3 は議案書と意見書にありますとおり、農地法第 5 条の許可案件の全てを満たしております。
議 長 有賀晴彦委員	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号 1 につきまして、有賀晴彦委員の説明を求めます。 地図は会議資料の 5 ページになります。上伊那農業高校の南西になります。ここは■■■■さんの土地で■■■■さんの住宅を建てるという事で申請が出てい

<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>ます。ここの農地は、現在自己保全管理みたいな状態で、何も作付けをしていないという状況です。周りはほとんど住宅で特に問題はないかと思えます。</p> <p>番号1につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ここは第3種農地でございますが、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号1につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 渡邊健寛委員</p>	<p>番号2につきまして、渡邊健寛委員の説明を求めます。</p> <p>地図は会議資料の7ページになります。申請地の方は消極的2種農地という事ですけども、周りは近年宅地化が激しい様な区域ですので農地転用という事ですが、そんなに問題はないのかなあと思えます。申請地の土地の形が通路と宅地になっていますので、カギカッコの様な形になっています。</p>
<p>議 長 事務局 議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>ここは土地が2つに分かれているのですか。</p> <p>2筆になっています。通路部分と住宅部分です。</p> <p>申請地は、会議資料の地図を見ますと [] ほかとなっております。</p> <p>番号2につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様ですので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号2につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3は唐木義秋委員に関係する事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案審議開始から終了まで退席を求めます。</p> <p>(唐木義秋委員 退席)</p>
<p>議 長 伊藤篤委員</p>	<p>番号3につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。</p> <p>地図は会議資料の9ページになります。場所は中学校グラウンドのすぐ上という事です。農振除外を去年の10月に行いまして、その時に許可がおりての転用という事になります。新しい委員さんになりましたので、その時の除外の事を説明致しますか。</p>
<p>議 長 伊藤篤委員</p>	<p>できるだけ手短にお願いします。</p> <p>分かりました。事業者の方については [] さんの [] さんになります。</p> <p>現在はアパートに暮らしておりますが、手狭になってきたという事で色々</p>

<p>議 長</p>	<p>空き家バンクだとか不動産等あたった様ですが、なかなか資金面等に問題もありまして、■■■■の土地を使用貸借をしたいという旨です。■■■さんの方についても実家がすぐ近くですので、最終的には■■■の方と二人で農業を継いで頂ければと、そういった中でこの場所を選定したという状況になっております。</p> <p>ここは前に農振除外をしておりますので、それで申請書が出てきたという事でもありますので、それに伴って住宅建築の為の転用という事になります。番号3につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号3につきまして可としてよろしいですか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号3につきましては「許可相当」とします。</p> <p>以上で議案第2号は終わります。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。</p> <p>朗読 上程 12件 19筆</p> <p>以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号2-61から番号2-64につきまして何かご質問等ございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので、番号2-61から番号2-64につきまして可としてよろしいですか。</p>
<p>委員一同 議 長 議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号2-61から番号2-64につきましては「決定」する事とします。</p> <p>番号2-65は伊藤篤委員に関係する事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案審議開始から終了まで退席を求めます。</p> <p>(伊藤篤委員 退席)</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号2-65につきまして、何かご質問等ございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様ですので番号2-65につきましていかがですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号2-65につきましては「決定」する事とします。</p>

<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>(伊藤篤委員 入室) 番号 2-66 につきまして、何か質問等ございますか。 (特になし) 特にない様ですので、番号 2-66 につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号 2-66 につきまして「決定」する事とします。 番号 2-67 は伊藤篤委員に関係する事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案審議開始から終了まで退席を求めます。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>(伊藤篤委員 退席) 番号 2-67 につきまして、何かご質問等ございますか。 (特になし) 特にない様ですので、番号 2-67 につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号 2-67 につきまして「決定」する事とします。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>(伊藤篤委員 入室) 番号 2-68 から番号 2-72 につきまして、何かご質問等ございますか。 (特になし) 特にない様ですので番号 2-68 から番号 2-72 につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号 2-68 から番号 2-72 につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第 3 号は終わります。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします。 朗読 上程 2 件 5 筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 4 号につきまして担当委員の方から補足がありましたら説明をお願いします。番号 2-73 につきましては菅家美果委員、何か補足説明がございますでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>こちらについては、農業開発公社へのあっせん会が 9 月 17 日に終わっております。番号 2-73 の案件は■■■■さんの農地を今までは■■■■さんが作っていた所であります。菅家委員、何か補足説明はございますか。 特に補足するところはございません。</p>
<p>菅家美果委員</p>	

<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号 2-73 につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。 (特になし) よろしいでしょうか。それでは番号 2-73 につきまして可としてよろしい でしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号 2-73 につきましては「決定」する事とします。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員 議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>もう 1 件は、番号 2-74 になります。これも 9 月 17 日にあっせん会が終わ っております。唐澤喜廣委員、何か補足する事がありますでしょうか。 特にありません。 番号 2-74 につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。 (特になし) 特にないようですので番号 2-74 につきまして可としてよろしいでしょ うか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号 2-74 につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第 4 号は終わります。 議案審議は全て終了します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、少し休憩時間にしたいと思います。 (休憩時間)</p>
<p>議 長</p>	<p>(3 時 30 分再開) 全員お戻りして頂けましたね。それでは議事を再開したいと思います。</p>
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>3 協議事項 ①南箕輪村字 [REDACTED] の農地に関する地目変更の取扱いについて ・経過報告書を説明する。(会議資料 P11~P15) ・補足説明をする。 ・協議の結果、地目変更を認める事とする。 (現況証明申請書を提出してもらい、現況証明書を交付する手続きとする)</p>
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>②農地利用意向調査について ・令和 2 年農地利用状況調査結果遊休農地集計表、令和 2 年度農地利用意 向調査実施要領について説明をする。(会議資料 P16~P23) ・補足説明をする。 ・担当地区の調査票配布を 10 月 31 日までをお願いします。</p>

唐澤会長代理

以上を持ちまして、第4回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。
(午後4時52分終了)

以上、第4回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和2年10月19日

議長 高木 繁 雄 

議事録署名委員 有賀 晴 彦 

議事録署名委員 伊藤 良 夫 

